平成２６年（フ）第７９００号
東京都港区麻布台１―１―20　麻布台ユニハウス201号、商業登記簿上の本店所在地東京都港区麻布十番２丁目21番10号
破産者　有限会社ニーマ
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９０１号
東京都目黒区碑文谷２―13―７、住民票上の住所東京都大田区南馬込１丁目21―12
破産者　関　　喜昭
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９１４号
東京都北区東十条１丁目12―９―801
破産者　湯川　高英
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９４６号
神奈川県相模原市中央区中央３丁目７番６号
破産者　株式会社花蔵
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９４７号
神奈川県相模原市中央区向陽町５―４　アネックススガエン205号、住民票上の住所神奈川県相模原市中央区中央２丁目３―５―1102
破産者　中川　賢二
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９５６号
埼玉県川口市朝日１丁目14番10号
破産者　有限会社ツカサハウジング
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９６３号
東京都江戸川区西小岩５丁目18番17号
破産者　有限会社日本鋳金工芸社
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９６５号
東京都葛飾区東水元４丁目５―１　セイワハイツＢ102
破産者　久山　孝子
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９８１号
東京都文京区大塚４丁目51番４号
破産者　株式会社ジャパン・サイプレス
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９８３号
神奈川県相模原市南区上鶴間本町４丁目25―38―102
破産者　松村泳達こと　閔　　泳達
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８９８６号
東京都足立区舎人３丁目14―１　ヒロオパレスⅣ208、開始決定時の住所東京都足立区舎人６丁目１―17
破産者　菊池　省吾
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８９８８号
東京都江戸川区東小松川４丁目７―30　第５ＫＳポート202
破産者　福間　　準（旧姓三枝）
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０３５号
東京都江戸川区小松川３丁目76　石坂方
破産者　伊澤　　優
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０３７号
神奈川県横浜市港北区綱島西２丁目15―19―201
破産者　大岩　裕昌
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０４１号
埼玉県入間郡三芳町大字北永井871―６１―308
破産者　綿貫　　剛
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１１９号
東京都足立区入谷８丁目16―４―902
破産者　石田　一惠
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１５２号
東京都板橋区常盤台３丁目10―８　第二こはく荘202
破産者　川端　　広
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１９６号
東京都中央区八丁堀２丁目29―10―401
破産者　村上　　翔
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９２０６号
東京都中央区東日本橋２丁目９―７―702
破産者　權　　奈奈
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９２４０号
神奈川県大和市下鶴間2152―４　つきみ野南パーク・ホームズ弐番館502号
破産者　徳満　克博
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９２６７号
東京都中野区江原町３丁目31―10―102
破産者　鈴木　　隆
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部